

医療法人 設立認可申請の手引き

令和7年6月

大 阪 府
大 阪 市 保 健 所

医療法人化は メリットだけではありません！

医療法人制度の目的は、医療事業の経営主体を法人化することで、資金の集積を容易にし、地域医療の持続性を確保することにあります。

インターネット等では、医療法人化による様々なメリットが宣伝されていますが、メリットだけではありません。

後で「こんなはずではなかった！」ということのないよう、医療法人化には、次のような制約や負担が生じることにもご注意ください。

重要事項の決定は社員総会・理事会で行います

- 医療法人は社員総会と理事会を設置しなければならず、法人運営の重要な事項は、院長単独ではなく、社員総会や理事会で決定します。
- 個人診療所においては、院長の判断で診療所運営を行うことも可能でしたが、社員総会や理事会の議決結果が院長の意に添わない議決結果であっても、法人運営に反映させなければなりません。

増加する事務量に対応できますか？

- 医療法に基づき、所管庁に対して各種届出が義務付けられています。
- 診療所の移転や附帯事業の開始などにより、定款を変更する場合は、事前に所管庁の認可が必要であり、多くの医療法人が数カ月を費やして申請の準備を行っています。

医療法人の資産は、個人のものではありません

- 医療法人の剰余金は、株式会社のように配当することはできず、また、配当に類似した行為として次のようなことも行えません。
 - ・ 医療法人の資金を役員（理事・監事）や社員へ貸付
 - ・ 医療法人の資産を役員（理事・監事）や社員の借入の担保として提供
 - ・ 医療法人が、役員（理事・監事）や社員の借金の連帯保証人となる
- 解散時の残余財産は、国や自治体、医師会、歯科医師会等に寄附することになります。

医療法人の決算状況は、誰でも見る事が可能です

- 医療法に基づき所管庁に提出した決算書は、閲覧に供されるため、誰でも見る事が可能となります。

第1章 設立の手順

1. 医療法人制度の趣旨

昭和60年12月の医療法改正により、一人以上の医師が常時勤務する診療所でも、医療法人を設立することができるようになりました。

この改正の趣旨は、個人経営という一元的な経営を改善し、家計と医業経営を明確に分離することにより、プライマリ・ケアという重要な役割を担う診療所の設備や機能の充実を図るとともに、経営基盤を強化し診療所経営の近代化・合理化を図ることを目的としたものであります。

平成19年4月施行の第5次医療法改正により、非営利性を強化する趣旨から、従来の出資による「持分あり医療法人」の設立は認められず、「持分なし医療法人」として、医療法人運営に必要な資産を基金に拠出することになりました。

また、平成28年9月一部施行の第7次医療法改正により、医療法人の理事の忠実義務や、任務懈怠時の損害賠償責任等が明確に規定されることになりました。

2. 医療法人設立の手続き

医療法人を設立するためには、次の手続きが必要となります。

- ① 医療法人設立認可(医療法第44条)申請を行い、所管庁(大阪府知事又は大阪市保健所長)の認可を受けてください。
- ② 認可を受けた後、法務局に設立登記(医療法第46条)をしてください。
- ③ 登記が完了したら、遅滞なく医療法人設立登記完了届(医療法施行令第5条の12)を所管庁宛に提出してください。
- ④ 改めて医療法人としての診療所を開設するため、設立登記後すみやかに医療法人診療所開設許可申請書を所管の保健所へ提出し、その許可を受けてください。
- ⑤ 医療法人としての診療所開設届を新たに提出することにより、保険医療機関の指定申請書を提出する必要があります。
- ⑥ 現在の個人診療所の廃止手続きが必要になります。
- ⑦ その他、関係法規に基づいて諸官庁に必要な各種届出をしてください。

3. 医療法人設立認可申請書類(＝仮申請書類・本申請書類)の提出先

仮申請書類及び本申請書類の提出先は、下記の所管庁となります。

なお、仮申請書類及び本申請書類の作成及び提出にあたっては、医療法人設立認可申請の手引き(本冊子)及び大阪府HP又は大阪市HPを十分ご確認ください。

【所管庁】

大阪市以外の市町村で診療所を開設している場合

⇒大阪府知事(大阪府健康医療部保健医療室 保健医療企画課医事グループ)

大阪市内のみで診療所を開設している場合

⇒大阪市保健所長(大阪市保健所 保健医療対策課医療法人グループ)

☆ 詳細は、下記へお問い合わせください。

◆大阪府 健康医療部保健医療室保健医療企画課医事グループ

〔TEL:06-6941-0351(内線 2599・2538・4532)〕

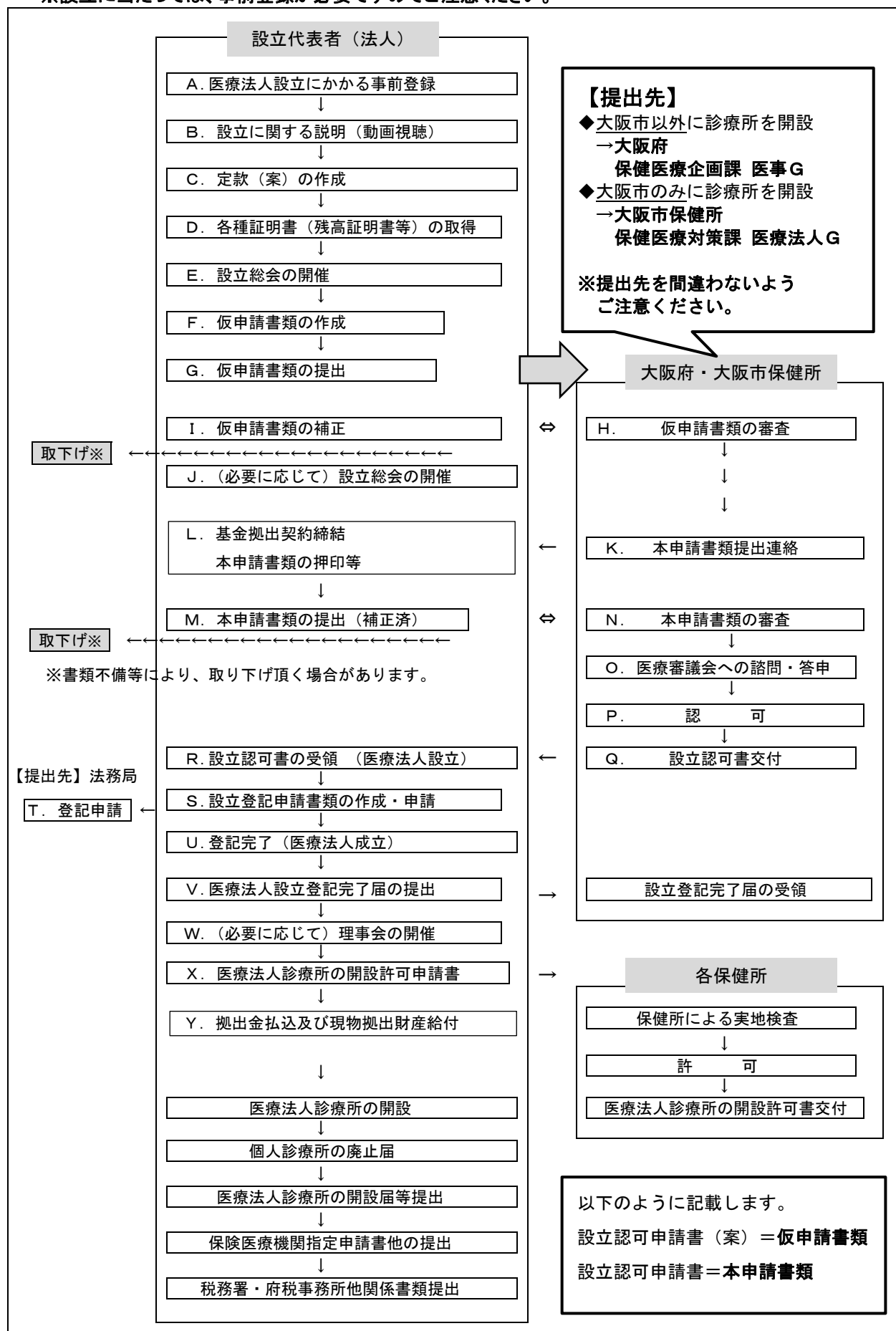
◆大阪市保健所 保健医療対策課医療法人グループ

〔TEL:06-6647-0936〕

※病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人の設立については、別途、所管庁にお問い合わせください。

〔医療法人設立認可手続き手順〕

※設立に当たっては、事前登録が必要ですのでご注意ください。



〔医療法人設立スケジュール〕 令和7年度1回目

No.	申請者	府・市	令和8年3月1日開設
1	設立事前登録【必須】		5/1～5/31
2	動画視聴【必須】		6/9～6/20
3	定款（案）の作成		動画視聴後～ 設立総会開催日
	「印鑑登録証明書」の取得 「不動産全部事項証明書（登記簿謄本）」の取得		7/1～設立総会開催日
	「残高証明書」の取得（残高証明基準日は7/1～設立総会前日までの任意の日） 設立総会の開催 仮申請書類の作成		7/1～設立総会開催日
4	仮申請書類の提出 大阪府以外に診療所を開設：大阪府 保健医療企画課医事G 大阪市のみに診療所を開設：大阪市保健所 保健医療対策課医療法人G （レターパック等記録が残る信書の送付のみ受付。持参、宅配便などは受付不可）		7/1～7/18 ※当日（7/18）消印有効
5	仮申請書類の補正 （必要に応じて）設立総会の開催	補正指示 ←→ 仮申請書類の審査 補正確認	受付後～9月中旬
6	基金拠出契約書等の締結 本申請書類の押印等	本申請書類提出連絡 ←	設立総会開催日～本申請日 9月中旬～下旬
7	本申請書類の提出（※） 提出先：大阪府知事（大阪府以外） 大阪市保健所長（大阪市）		10月1日
8	本申請書類の補正	本申請書類の審査	10月上旬～11月中旬
9		医療審議会への諮問・答申	11月中旬～下旬
10	医療法人認可書交付	設立認可	1月上旬
11	設立登記申請（法務局）		認可書到達日から2週間以内
12	登記完了（医療法人成立）		1月中旬
13	医療法人設立登記完了届の提出	→ 受領	1月中旬～2月末日
14	（必要に応じて）理事会の開催		認可書受領～2月末日
15	医療法人診療所の開設許可申請書 診療所開設手続き完了		2月上旬
16	拠出金の払込・現物拠出財産の給付		認可書受領～2月末日
17	医療法人診療所開設		3月1日
18	個人診療所の廃止		廃止後10日以内
19	保険手続き等完了		3月初旬

※「7 本申請書類の提出」に記載されている日付は、本申請書類に記載する申請日です。

4. 設立の際の要件等

設立にあたっての要件等については次のとおりです。

■ 社員

- ① 社員は、医療法人存立の基礎をなすメンバーで医療法人の最高意思決定機関である社員総会の構成員としての役割を担います。従業員のことでありませんのでご注意ください。
- ② 自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば(義務教育終了程度の者)社員になることができますが、医療法人運営の重要事項について議決権や選挙権を行使することから成人されている方(18歳以上)が望ましいです。
- ③ 設立時は、社員全員が発起人となり、かつ設立者となります。なお、設立代表者は理事長就任予定者が就くことになります。
- ④ 社員数は、原則として3名(例:理事である社員3名)以上が必要です。

■ 役員(理事・監事)

- ① 役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。ただし、所管庁の認可を受けた場合、理事2人及び監事1人とすることができます。〔医療法第46条の5第1項〕
- ② 次に該当する者は医療法人の役員になれませんのでご注意ください。
 1. 法人
 2. 精神の機能の障がいにより職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 3. 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定める者の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 4. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者〔医療法第46条の5第5項(法46条の4第2項を準用)〕
- ③ 役員は、社員総会において選任しますが、法的責任を伴う職責に鑑み、成人されている方(18歳以上)が望ましいです。
- ④ 医療法人の役員が、当該医療法人と取引関係のある営利法人(いわゆるMS法人等)の役員を兼務することは、非営利性の観点から適当ではありません。

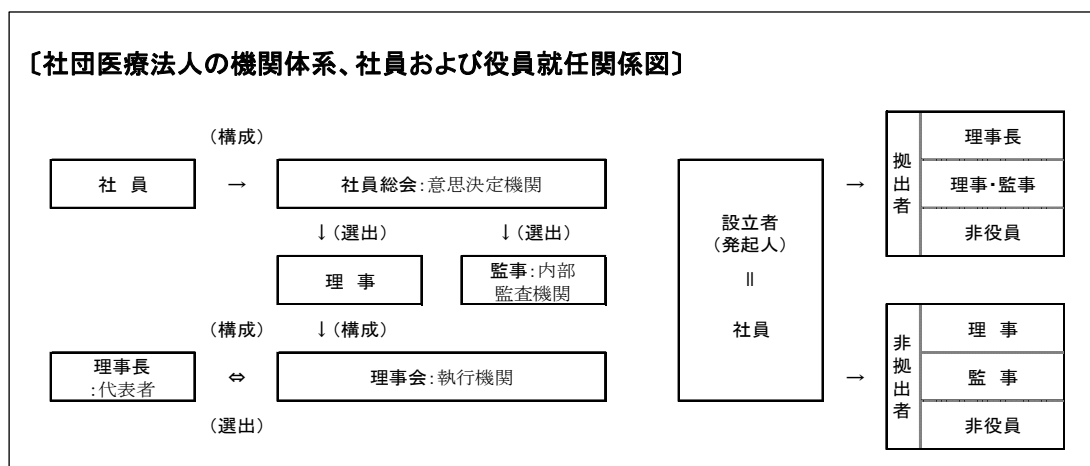
理事

- ⑤ 理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画します。
- ⑥ 理事は、医療法人との利益が相反する取引を行う場合には、理事会において、承認を受け、当該取引後遅滞なく報告する必要があります。
- ⑦ 実際に法人運営に参画できない者を、名目的に理事に選任することは、適当ではありません。
- ⑧ 理事長のみが医療法人を代表します〔医療法第46条の6の2第1項〕。なお、理事長には、管理者(院長)である医師又は歯科医師が就任します。
- ⑨ 理事長は、医療法人の業務を執行し、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。
- ⑩ 理事長が複数の医療法人の理事長を兼務することは、適当ではありません。

監事

- ⑪ 監事は医療法人の業務、財務の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会及び理事会に提出します。また、監事は理事会に出席し、必要に応じ、意見を述べます。〔医療法第46条の8〕

- ⑫ 監事は、医療法人の理事、職員を兼ねることはできません〔医療法第46条の5第8項〕。また、医療法人の役員と親族関係(役員の配偶者及び三親等以内の親族)にある者、当該医療法人と顧問関係にある個人・法人の代表者の就任は適当ではありません。
- ⑬ ⑪に加えて、監事の職務の重要性に鑑み、法人監査業務を実施することが困難だと思われる者が名目的に選任されることなく、法人運営や財務諸表を監査しうる人物を選任してください。



■ 基金抛出

- ① 開設する診療所の業務を行うために必要な施設・設備・医療機器等の資産及び運転資金としての金銭を基金として抛出する必要があります。
- ② 基金の抛出者については、法人の適正運営の観点から、医療法人設立時においては設立者に限られています。設立に際して理事長就任予定者は、基金抛出総額の50%以上を抛出してください。
- ③ 診療所で使用している医療機器・什器備品等のうち、設立者が所有しているものは基金として抛出していただきます。(抛出された金銭以外の財産を「現物抛出財産」といいます。)
- ④ 診療所の土地・建物を基金として抛出することも可能です。なお、診療所の土地・建物は、必ず基金として抛出しなければならないものではありません。設立者と医療法人が賃貸借契約を結ぶこともできます。
- ⑤ 運転資金として、差入保証金等を含めた医業費用2カ月分に相当する額または1千万円のいずれか高い方の金額以上の現金を抛出していただきます。残高証明書は、必ず個人名義のものをご準備ください。診療所名義のものや診療所名称が名義に含まれているものは提出できません。
※8ページ「個人診療所時代の資産・負債の引継ぎについて」参照
- ⑥ 現物抛出財産の取得時に発生した負債は、現物抛出財産の価額の範囲内で、設立する医療法人に引継ぐことも可能です。
- ⑦ 基金に対する抛出には医療法人の安定運営を損なわぬよう、返還について一定の制約があるほか、利息を付すことはできません。
- ⑧ 医療法人として診療所を開設後、最初の決算を承認する定時社員総会開催日以降でないと、基金の返還を受けられません。〔医療法施行規則第30条の38第2項〕

■ 開設実績

- ① 本申請日の時点で、理事長就任予定者（現診療所開設者）が1年以上継続して、診療所の形態を変えずに安定して個人診療所を経営している実績が必要です。
- ② 10月1日申請の場合は前年の10月1日以前に、4月1日申請の場合は前年の4月1日以前に診療所を開設している必要があります。

5. 医療法人の名称

医療法人の名称については、厚生労働省のモデル定款において、第1条に“医療法人〇〇会”と示されています。

ただし、診療所を1つだけ開設する場合は、“医療法人〇〇医院”などとしても差し支えありません。その場合は、医療法人設立後、分院や訪問看護ステーション等を開設する際に名称変更をしていただく必要がありますので、予めご留意ください。

ご不明な点がございましたら、所管庁までお問い合わせください。

〔注意事項〕

- ① 使用する漢字は、原則として常用漢字としてください。
- ② 紛らわしいという観点から、同一市域内で既に使われている名称は避けてください。（医療法人の名称については、所管庁で確認できます。必要があれば、お問い合わせください。）
- ③ 誇大な名称にしないでください。（患者に誤解を与える、又は混乱を誘発する名称は避けてください。）

〔個人診療所時代の資産・負債の引継ぎについて〕

運転資金以外に引継ぎ可能な資産・負債

項	目	可否	確 認 資 料	引 継 額	時 点 ※3	備 考
資 産	不動産 （土地、建物）	○	不動産鑑定評価書	評価額	基準日（6、12月末）	
			資産額が妥当である旨の証明書			
	保証金・敷金	○	個人診療所開設時の契約書	返還予定額		返還規定があるものに 限る
	建物附属設備、 構築物	○	減価償却計算書 ※1	減価償却後の 簿価	基準日（9、3月末）	
	医療機器	○	減価償却計算書 ※1	減価償却後の 簿価	基準日（9、3月末）	医業に供するもの に限る
	器具及び備品	○	減価償却計算書 ※1	減価償却後の 簿価	基準日（9、3月末）	医業に供するもの に限る
	車両運搬具	▲	減価償却計算書 ※1	減価償却後の 簿価	基準日（9、3月末）	医業に供するもの に限る（通勤用は不 可）
			車検証			
	電話加入権	○	価額の算定にかかる説明書	時価	基準日（9、3月末）	
	営業権	×	—	—	—	個人診療所法人成 りのため
	会員権	×	—	—	—	
	診療材料	×	—	—	—	
	商品	×	—	—	—	
	消耗品	×	—	—	—	
	有価証券	×	—	—	—	
	未収金	×	—	—	—	
	入会金	▲	減価償却計算書 ※1	減価償却後の 簿価	基準日（9、3月末）	医師会等への入会 金は可
	開業費 （繰延資産）	×	—	—	—	
負 債	借 入 金	○	運 転 資 金 ※2	—	—	
			金銭消費貸借契約書	開設に係る物的 費用のうち、減価償却 後の簿価以内	基準日（9、3月末）	証明出来る資料が 存在する負債のみ 可（当座借越等貸主 との間で定期的な 返済の計画がない 借入は引継ぐこと ができません。）
			返済計画書 ※4			
			負債残高証明及び債務引継承認願			
	未払金	×	—	—	—	
	買掛金	×	—	—	—	
	預り金	×	—	—	—	
	リース資産に係 る負債	○	リース契約書の写し（約款含む）	基準日の負債 残高	基準日（9、3月末）	
			支払予定表 ※4			
			負債残高証明及び債務引継承認願			
			リース引継承認願			

- ※1. 現物抛出財産の総額が500万円を超える場合又は負債を引継ぐ場合、その価額が妥当であることについての弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明書を添付
- ※2. 現物抛出財産以外に、運転資金として1,000万円若しくは医業費用の2か月分のうち高い額の金銭抛出が必要（運転資金の金銭抛出に伴う負債を引継ぐことは出来ない）
- ※3. 4月本申請：不動産の基準日は12月31日、その他の基準日は3月31日
10月本申請：不動産の基準日は6月30日、その他の基準日は9月30日
- ※4. 支払最終日、又は提出する収支予算書の最終年度の会計期末までの支払計画が確認できるものを添付

第2章 設立認可申請

1. 設立認可申請

医療法人を設立しようとする場合は、「医療法人設立認可申請書(様式1-1)」に必要事項を記入し、添付書類を添えて設立代表者名で、所管庁に申請する必要があります。〔医療法施行規則第31条〕

なお、本申請書類の提出前に必ず仮申請書類を提出してください。

2. 設立認可申請書類の作成上の注意 ※必ずお読みください。

- ① 申請書類の様式及び作成例は、必ず、6月9日午前9時以降に、大阪府又は大阪市のホームページからダウンロードしたものをお使いください。
- ② 仮申請書類は、返却しません。
- ③ 仮申請書類には、押印不要です。
添付いただく全ての書類(印鑑証明書、残高証明書等)の写しを1部提出してください。(原本は、本申請時に提出してください。)
ただし、「設立代表者の誓約書」は仮申請書類提出時に押印した原本をご提出ください。
日付は本申請日の3ヶ月以内かつ仮申請書類提出より前の日付としてください。
- ④ 仮申請書類は、A4判を縦にして、クリップ留めしてください。
※袋とじやホッチキス留めはしないでください。
- ⑤ 理事は原則3人以上必要ですが、やむを得ず2人(理事長を含みます)とする場合は、所管庁の認可が必要となりますので、「医療法人設立認可申請書」(様式1-2)を使用してください。〔医療法第46条の5第1項〕
- ⑥ 「医療法人設立認可申請書」は、設立代表者名で作成しますので、住所は設立代表者個人の住所(印鑑登録をしている住所)となります。
住所等の記載にあたっては、印鑑登録証明書どおり正確に記入してください。ただし、「丁目」につきましては、印鑑登録証明書が算用数字の記載であっても漢数字で記入してください。
【例】(正) ○○町■丁目△番△号 ※■は漢数字 (誤) ○○町■-△-△
※認可までに引っ越し予定がある場合、事前にご相談ください。
- ⑦ 添付書類のうち「(銀行等の預金)残高証明書」の残高証明基準日、「印鑑登録証明書」及び「不動産全部事項証明書(登記簿謄本)」取得日は本申請日の3ヶ月以内(本申請日10月1日の場合:取得日7月1日以降、本申請日4月1日の場合:取得日1月1日以降)としてください。
(仮申請書類提出日の3ヶ月以内ではありません。)
- ⑧ 「残高証明書」は、拠出者個人名義のもの(拠出者が複数名の場合、残高証明基準日が全員同一の日付のもの)、「印鑑登録証明書」は、設立者全員の証明書が必要です。
「残高証明書」は、診療所名義のものや診療所名称が名義に含まれるものは認められません。
- ⑨ 診療所用不動産の全部事項証明書は、「医療法人が設立者から現物拠出を受けて自己所有する場合」は「土地と建物の全部事項証明書」を、「医療法人が他者(理事長含む)から賃貸借する場合」は「建物の全部事項証明書」を添付してください。
- ⑩ 土地、建物を現物拠出する場合、不動産鑑定評価書の添付が必要です。

3. 設立認可申請書類の記載要領

記載要領は、別冊の様式作成例に各々案内していますが、特に次の点にご注意ください。

- ① 所在地等住所の記載は正確に書いてください。

【例】（正）〇〇町■丁目△番△号 ※■は漢数字 （誤）〇〇町■-△-△

- ② 個人の氏名・住所・生年月日は、「印鑑登録証明書」の記載と合致させてください。

特に、個人の氏名に旧字・異体字等が含まれる場合は、常用漢字に変換せず、旧字・異体字のまま記載してください。

ただし、住所の「丁目」につきましては、印鑑登録証明書が算用数字の記載であっても漢数字で記入してください。

- ③ 認可後、「定款」に誤りがあった場合(所在地・名称・会計年度等)は、改めて定款変更認可申請の手続きが必要です。記載事項に誤りがないようご注意ください。

4. 添付書類

「医療法人設立認可申請書(様式1-1、2)」には、次の書類を添付してください。

[illegible]

	ニ)	「基金引受申込書」 ※1名で総額を引き受ける場合は作成不要	(様式9)
	ホ)	「基金の割当ての決定について」 ※1名で総額を引き受ける場合は作成不要	(様式10)
	ヘ)	「基金拠出契約書」	(参考c-1、c-2)
⑤		「医療法人の開設する診療施設の概要」	(様式11)
⑥		設立後の「事業計画」および「収支予算書」	
	イ)	「事業計画」	(様式12)
	ロ)	「収支予算書」「職員給与等内訳表」 ※設立後、最初の事業年度が1年に満たない場合は、3年度分の「事業計画」 及び「収支予算書」が必要です。	(様式13-1~4)
⑦		設立者(役員)全員の「履歴書」(様式14)および「印鑑登録証明書」	
⑧		設立代表者(理事長就任予定者)の「(歯科)医師免許証(写し)」 ※他の従事(歯科)医師の分は不要です。	
⑨		「役員就任承諾書」	(様式15)
⑩		「管理者就任承諾書」	(様式16)
⑪		「役員及び社員の名簿」	(様式17)
⑫		不動産を賃貸借する場合の「賃貸借契約書」	
	イ)	設立者(役員就任予定者)が所有している不動産(の一部)を診療所として使用する 場合 ◎「不動産賃貸借契約書(案)」 ※収入印紙、捺印不要	(参考e-1)
	ロ)	現行の契約条件を踏襲して、法人設立後に改めて契約を締結する場合(覚書方式) ◎「賃貸契約についての覚書」 ◎「現行賃貸借契約書(写し)」	(参考e-2)
	ハ)	既に締結している契約の貸主の名義を、医療法人に変更する場合(特約方式) ◎「現行賃貸借契約書(写し)」 ※「甲及び乙は、乙が医療法人〇〇会設立の上は、乙の表示を医療法人〇〇会(理事長:〇〇、所在地:〇〇)と読み替えることに同意する。 2 本条項は、大阪府知事(大阪市保健所長)の医療法人〇〇会設立認可後、医療法人〇〇会〇〇診療所の開設日に発効する。」 を付加したもの	(参考e-3)
⑬		不動産(土地・建物)の「全部事項証明書(登記簿謄本)」	
	イ)	医療法人が設立者から現物拠出を受けて土地・建物を自己所有する場合 ◎「土地と建物の全部事項証明書」	
	ロ)	医療法人が他者(理事長含む)から建物を賃貸借する場合 ◎「建物の全部事項証明書」	
⑭		「設立代表者の原本証明」等	(様式18、19)

5. 仮申請書類【医療法人設立認可申請書(案)】の提出先

診療所の開設場所により異なります。

① 大阪市以外に診療所を開設する場合

大阪府保健医療企画課 医事グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目1番22号

TEL:06-6941-0351(内線2599・2538・4532)

② 大阪市のみに診療所を開設する場合

大阪市保健所 保健医療対策課 医療法人グループ

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-1000号 あべのメディックス10F

TEL:06-6647-0936

【留意事項】

- ★ 書類が全て揃っていることを確認し、封筒に赤字で「医療法人〇〇会 医療法人設立認可仮申請書類 在中」と記載の上、レターパック等記録の残る郵便で送付してください。
- ★ 提出期間は、令和7年7月1日から7月18日まで(当日消印有効)です。
締切り後の提出は返送します。また、持参による提出は期限内でもお断りします。
- ★ 仮申請提出時点で不足書類がある場合は、申請を取り下げてください。

第3章 審査等及び理事と法人の取引等について

1. 設立認可申請書類 提出後の審査等

- ① 所管庁で仮申請書類の審査(＝仮審査)を行います。
- ② 仮審査にあたって、所管庁から提出書類の内容説明や修正等を求める場合があります。**短い期間でご対応いただく必要がありますので、仮申請書類に記載誤り等がないか、手引き及び様式作成例を必ずご確認ください。**
- ③ 仮審査が完了したら、所管庁から本申請書類の提出指示があり、設立認可申請書類(原本1部、副本(原本を複写したもの)1部)を所管庁に提出後、本申請書類の審査が行われます。
- ④ その後、医療法人設立認可について、大阪府医療審議会(医療法人部会)への諮問・答申を経て、所管庁によって医療法人の設立が認可されます。

2. 理事と法人の取引等について

医療法では、理事と法人の間で交わされる利益が相反する取引にかかる理事会での承認・報告(医療法第46条の6の4、同法第46条の7の2)や、役員の賠償責任(医療法第47条)について規定されています。

- ① 理事は、次に掲げる競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。また、当該取引後、遅滞なく理事会に報告しなければなりません。
 - イ 自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引
 - ロ 自己又は第三者のためにする医療法人との取引
 - ハ 医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引
- ② 医療法人に損害が生じた場合に、医療法人の理事又は監事はその任務を怠ったときは、医療法人に対し、理事又は監事は、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。
 - ①の利益が相反する取引によって医療法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定されます。
 - イ ①の理事
 - ロ 医療法人が当該取引をすることを決定した理事
 - ハ 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事
- ③ 医療法人設立にあたって診療所用不動産などを医療法人が理事就任予定者から賃貸借する場合、医療法人設立認可後、当該賃貸借契約締結について、理事会において、当該取引の重要な事実を開示し、事前にその承認を受けなければなりません。